

お 知 ら せ

平成27年9月9日

同時資料提出先

鳥取県政記者会・島根県政記者会・岡山県政記者クラブ・広島県政記者クラブ
山口県政記者クラブ・山口県政記者会・山口県政滝町クラブ・合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

第4回『中国圏広域地方計画協議会』の開催について

「中国圏広域地方計画」は、中国圏における国土の形成に関する方針や目標等を示すものです。この度、新たな中国圏広域地方計画について審議をいただくため、「第4回中国圏広域地方計画協議会」を、下記のとおり行いますのでお知らせします。

1. 開催日時 平成27年9月14日（月）14：00～16：00
2. 開催場所 リーガロイヤルホテル広島 4階 ロイヤルホール
3. 議 題 「新たな中国圏広域地方計画」の中間整理（素案）についてほか
4. 取材について 当日は報道席を設けており、受付を通じてご入場いただけます。本協議会の資料は会場にて配付します。なお、撮影は議題に入るまでとさせていただきます。
5. そ の 他 過去の取組状況等は、中国圏広域地方計画ホームページにご
ざいます
中国圏広域地方計画ホームページ
http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kokudo_keisei/joukyou.htm

○問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 TEL(082)221-9231(代表)(平日昼間)
担当)企画部 広域計画課長 和田 昌也(内線3211)
企画部 広域計画課長補佐 桑嶋 弘志(内線3212)夜間 511-6132

(広報担当窓口)

中国地方整備局 広報広聴対策官 ひら かわ まさ ふみ 平 川 雅 文(内線2117)
中国地方整備局 企画部 環境調整官 た お か ず なり 田 尾 和 也(内線3114)

第4回 中国圏広域地方計画協議会

日時：平成27年9月14日（月）
14：00～16：00
場所：リーガロイヤルホテル 4階
ロイヤルホール

議事次第（案）

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - 1) 中国圏広域地方計画協議会 規約（案）について
 - 2) 新たな国土形成計画（全国計画）について
 - 3) 新たな中国圏広域地方計画の中間整理（案）等について
 - 4) その他
4. 閉会

（配付資料）

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 中国圏広域地方計画協議会 規約（案） |
| 資料2 | 新たな国土形成計画（全国計画）概要版 |
| 資料3 | 新たな国土形成計画（全国計画） |
| 資料4 | 新たな中国圏広域地方計画について |
| 資料5 | 新たな中国圏広域地方計画中間整理（素案） |
| 資料6 | 新たな中国圏広域地方計画に関するプロジェクト検討
参考資料（プロジェクト骨子） |
| 資料7 | 新たな中国圏広域地方計画に関するプロジェクト検討
参考資料（説明図表）（案） |
| 資料8 | 新たな中国圏広域地方計画スケジュール |
- （参考資料1）第3回学識者等会議（H27.8.24）での計画内容に関する主な意見
- （参考資料2）国土形成計画法令（抄）
- （参考資料3）学識者会議の規約と委員

中国圏広域地方計画協議会 構成員名簿

地方公共団体	
鳥取県	鳥取県知事
島根県	島根県知事
岡山県	岡山県知事
広島県	広島県知事
山口県	山口県知事
広島市	広島市長
岡山市	岡山市長
北九州市	北九州市長
鳥取市	鳥取市長
松江市	松江市長
玉野市	玉野市長
三次市	三次市長
萩市	萩市長
北栄町	北栄町長
邑南町	邑南町長
鏡野町	鏡野町長
安芸太田町	安芸太田町長
田布施町	田布施町長

国の地方支分部局	
警察庁	中国管区警察局長
総務省	中国総合通信局長
財務省	中国財務局長
厚生労働省	中国四国厚生局長
農林水産省	中国四国農政局長
林野庁	近畿中国森林管理局長
経済産業省	中国経済産業局長
	九州経済産業局長
国土交通省	近畿地方整備局長
	中国地方整備局長
	九州地方整備局長
	中国運輸局長
	九州運輸局長
海上保安庁	第六管区海上保安本部長
	第七管区海上保安本部長
	第八管区海上保安本部長
環境省	近畿地方環境事務所長
	中国四国地方環境事務所長

関係団体	
中国経済連合会	会長
中国地方商工会議所連合会	会頭

▷広域地方計画とは

現行の「**広域地方計画**」は、平成20年7月に閣議決定された、**国土形成計画法に基づく「国土形成計画（全国計画）」**を受け、広域ブロックの自立的発展に向け、概ね10年間の地域のグランドデザインをとりまとめた**法定計画**です。

平成17年7月、「**開発**」を基調とした量的拡大を図る計画から、人口減少下の成熟社会にふさわしい国土の質的向上を図ることが必要であるとの観点により、**国土総合開発法**を抜本的に改正して**国土形成計画法**が制定されました。これに伴い、**国土総合開発法**に基づく「**全国総合開発計画**」にかわり、「**国土形成計画**」を策定することとなりました。

「**国土形成計画**」は、国による明確な国土及び国民生活の姿を示す「**全国計画**」とブロック単位の地方毎に国と都道府県等が適切に役割分担しながら、相互に連携・協力して策定する「**広域地方計画**」の二つの計画から構成されています。

「**広域地方計画**」の策定に当たっては、地方公共団体、経済団体等からなる**広域地方計画協議会**等において地域主導で検討・協議を重ね、また、市町村からの計画提案やパブリックコメント、有識者や学識者など多様な意見を反映し決定しています。

